

控 訴 状

2022年8月4日

東京高等裁判所 民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人	弁護士	坂	本	博	之	代
同	弁護士	大	木	一	俊	代
同	弁護士	只	野		靖	代
同	弁護士	及	川	智	志	代
同	弁護士	小	竹	広	子	代
同	弁護士	五	來	則	男	
同	弁護士	在	間	正	史	代
同	弁護士	鈴	木	裕	也	
同	弁護士	高	橋	利	明	代
同	弁護士	田	中		真	代
同	弁護士	服	部		有	代

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

鬼怒川大水害国家賠償請求控訴事件

訴訟物の価額 金2億3343万1811円

貼用印紙額 金108万3000円

別紙当事者目録記載の当事者間の水戸地方裁判所平成31年(ワ)第100号損害賠償請求事件について、同裁判所が令和4年7月22日に言い渡した判決の一部に不服があるから、控訴人らは控訴を提起する。

第1 原判決の表示

1 被告は、次の各原告に対し、次の金員及びこれに対する平成27年9月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- (1) 原告 [] につき [] 円
- (2) 原告 [] につき [] 円
- (3) 原告 [] につき [] 円
- (4) 原告 [] につき [] 円
- (5) 原告 [] につき [] 円
- (6) 原告 [] につき [] 万円
- (7) 原告 [] につき [] 円
- (8) 原告 [] につき [] 円
- (9) 原告 [] につき [] 円

2 前項の各原告のその余の請求及びその余の原告らの請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は、別紙訴訟費用負担一覧表記載のとおり（各原告に生じた費用のうち同表中「各原告に生じた費用」「各原告の負担」欄記載の割合の費用及び被告に生じた費用のうち同表中「被告に生じた費用」「各原告の負担」欄記載の割合の費用は同表記載の各原告の負担、各原告らに生じた費用のうち同表中「各原告に生じた費用」「被告の負担」欄記載の割合の費用及び被告に生じたその余の費用は被告の負担。）とする。

4 この判決は、1項に限り、本判決が被告に送達された日から14日を経過したときは、仮に執行することができる。ただし、被告が別紙担保一覧表記載の各原告に対し同表中「担保金額(円)」欄記載の各担保を供するときは、当該原告との間で仮執行を免れることができる。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人ら敗訴部分を取り消す
- 2 被控訴人は、控訴人らに対し、別紙「請求金一覧表」の各控訴人の請求金欄記載の金員及びこれに対する2015（平成27）年9月10日（以下、和暦を略する）から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
- 3 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする

との判決並びに仮執行宣言を求める。

第3 控訴の理由

控訴理由は、追って準備書面で提出する。

附 属 書 類

控訴状副本

1通

なお、訴訟委任状は、追って提出する。

(別紙) 請求金一覧表

控訴人番号	氏名	請求金
合計		¥233,431,811